## 「福井新元気宣言」推進に関する施策

「福井新元気宣言」に掲げられた「元気な社会」、「元気な産業」、「元気な県土」、「元気な県政」の4つのビジョンを着実に実現していくため、県民の理解と参加を得ながら、責任を持って職務を遂行し、次に掲げる施策・事業について重点的に実施します。

平成21年4月

会計管理者 吉村 治

# I 「新元気宣言」を推進するための21年度の基本方針

- ・ 福井県財務規則および関係法令に基づき、全庁的な会計事務の厳 正かつ適正な執行・管理の確保に努めます。
- ・ 金融情勢を的確に把握し、各所属と協力して、公金の適切な保管 と効率的な管理運用を行います。
- 工事検査により、福井県が発注する建設工事の品質確保に努めます。

## Ⅱ 21年度の施策

#### ◇ 会計の適正かつ効率的な管理・運用

#### ・支払い関係書類の審査強化および補助事業への検査強化

物品調達における支払関係書類の審査に当たっては、納品書の添付 を義務付けるとともに、抽出して現物の確認を行います。

また、補助事業については、補助金交付事務マニュアルに基づき抽出して履行状況の検査を実施します。

現物確認件数 2,000件(年間物品調達件数(本庁) 約10,000件) 検査件数 140事業(補助事業数439事業(市町を除く))

### ・出先機関への再検査の実施

出先機関に対する会計事務検査において、指摘事項が多く改善がな されていない所属については、年度内再検査を実施します。

#### 資金・基金の適切かつ効率的な運用

各所属から提出された資金計画により、収支の状況および残高を的確に把握し、資金の適切な運用を図ります。また、基金については、元本の安全性を確保しつつ、より効率的な運用に努めます。

#### ◇ 工事施行適正化検査の実施

#### ・適正な施工管理の指導強化

工事施工中の早い段階で、施工計画書どおり施工されているかを確認し、適正な施工管理の徹底を指導します。また、工期の遅れ・中断がないかなどを確認し、適正な工程管理を指導します。